明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表十二（二）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第55条の２（新事業開拓事業者投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の43の２（新事業開拓事業者投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十二（三）　特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

積立限度額の計算	特定事業再編計画の認定を受けた日	1	平　・　・	翌期繰越額の計算	期首特定事業再編投資損失準備金の金額			12	円
	特定事業再編実施日	2	平　・　・		当期益金算入額	均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額	13	
	当期積立額	3	円				均等益金算入額 (13)×$\frac{\quad}{36、48又は60}$	14	
	最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日	4	平　・　・				同上以外の場合による益金算入額	15	
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額	5	円				計 (14)＋(15)	16	
	当期において取得した特定株式等の取得年月日	6	平　・　・		当期積立額のうち損金算入額 (3)－(11)			17	
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	7	円		期末特定事業再編投資損失準備金の金額 (12)－(16)＋(17)			18	
	((5)＋(7))×$\frac{70}{100}$	8		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定事業再編投資損失準備金			19	
	(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額	9			差引 (19)－(18)			20	
	積立限度額 (8)－(9)	10			当期分		貸借対照表の取崩不足額 (16)－((3)－((19)－前期の(19)))	21	
							当期に生じた差額の合計額 (11)＋(21)	22	
積立限度超過額 (3)－(10)		11			前期以前分		前期末における差額 (前期の(20))	23	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）